

(A)

臨時号
令和8年 3月
2026年



広報 やわた

京都府知事 選挙特集

ホームページ
https://www.city.yawata.kyoto.jp/

発行・八幡市役所 編集・政策企画部市長公室秘書広報課

〒614-8501 京都府八幡市八幡園内75 電話(075)983-1111 FAX(075)982-7988

広報やわたは、古紙を配合した再生紙と環境にやさしい植物インクを使っています

4月5日(日)は京都府知事選挙

投票 午前7時～午後8時 開票 午後9時～ 文化センター4階 小ホール

みんなそろって投票しましょう

京都府知事の任期が4月15日(水)で満了することに伴い「京都府知事選挙」が3月19日(木)に告示され、4月5日(日)に投票が行われます。
当日は、午前7時～午後8時に市内24カ所に投票所を開設します。私たちの代表を決める大切な選挙です。棄権せず大切な一票を生かしましょう。



八幡市で投票ができる人

京都府知事選挙に本市で投票できる人は、次の①～③すべてに当てはまる人です。

- ① 日本国民
- ② 令和7年12月18日以前に八幡市に住民登録を行い、投票時に引き続き住民登録のある人
※現在は住民でなくても住民登録期間が3カ月以上であれば投票できる場合があります。
- ③ 平成20年4月6日以前に生まれた人

最近引っ越しをされた人の投票について

最近、住所を異動された人の投票は、表の内容をご確認ください。

八幡市内で 転居をした人	① 令和8年3月11日までに 転居の届出をした場合	新しい住所地の 投票所で投票	
	② 令和8年3月12日以降に 転居の届出をした場合	転居前の住所地の 投票所で投票	投票所入場券が届かないことがありますので、市選挙管理委員会で選挙人名簿への登録の有無を確認し、投票日当日、投票所で投票所入場券の交付を受けてください。
八幡市に 転入をした人	③ 令和7年12月18日までに 転入の届出をした場合	新しい住所地の 投票所で投票	
	④ 令和7年12月19日以降に 京都府内の自治体から八幡 市へ転入の届出をした場合	特例として、前住所 地の選挙人名簿に登録 がある場合は、そ の市町村の投票所で 投票が可能	前住所が遠方の場合、不在者投票の手続きをして投票することができますが、前住所地の選挙人名簿に登録されている必要があるため、前住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。
	⑤ 令和7年12月19日以降に 京都府外の自治体から八幡 市へ転入の届出をした場合	投票不可	

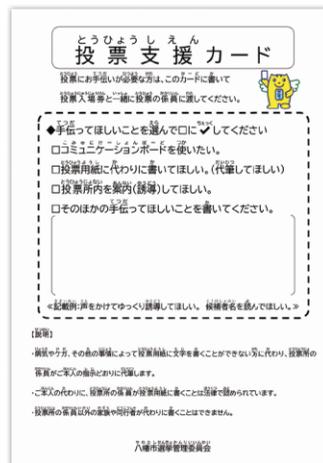
投票支援カードとコミュニケーションボードについて

投票所で必要な支援を口頭で伝えることが困難な人は、期日前投票所やすべての投票所に投票支援カード(右の図)やコミュニケーションボードを用意していますので、ご利用ください。

みんなで投票。みんなに参加。
あなたの一票大切に



※投票支援カードは、事前に市ホームページから入手することもできます。



選挙公報を 配布します

選挙公報は、選挙で候補者を選ぶときの大切な資料となるものです。
この選挙公報は投票日の2日前(4月3日(金))までに各家庭にお届けします。届かない場合や、施設等において必要部数の配布を希望される場合は、市選挙管理委員会へお問い合わせください。

選挙に関する問い合わせ

八幡市選挙管理委員会(市役所5階) ☎983-5635